

最高人民法院による

中医薬知的財産権の司法保護の強化に関する意見

中国共産党第20回全国代表大会の精神を深く実行し、中国共産党中央委員会・国務院の中医薬振興発展に関する重大な決定配置と「知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)」の関連要求を実行し、中医薬知的財産権の司法保護を全面的に強化し、中医薬の「精華伝承、守正創新」を促進し、中医薬事業と産業の質の高い発展を推進するために、本意見を制定する。

一、正しい方向を堅持し、新時代中医薬知的財産権の司法保護を強化する全体的な要求を正確に把握すること

1. 指導的思想。習近平による新時代の中国における特色ある社会主義思想の指導を堅持し、中国共産党第20回全国代表大会の精神を全面的に実行し、習近平の法治思想を深く貫徹し、習近平総書記の中医薬事業に関する重要指示を真剣に研究・実行し、「二つの確立」の決定的意義を深く理解し、「四つの意識」を高め、「四つの自信」を固め、「二つの擁護」を達成し、高品質の発展を促進するというテーマを堅持し、新時代の新たな壮途において中医薬知的財産権の司法保護水準を絶えず向上させ、中医薬の伝承・革新・発展を促進し、中国の優れた伝統的文化を大いに発展させ、「健康中国」の構築を促進し、中国式の近代化による中華民族の偉大な復興の全面的な促進に強力な司法サービスを提供する。

2. 基本的原則。「人民中心」を堅持し、司法機能の役割を十分に発揮させ、中医薬サービス能力の向上を促進し、中医薬の病気予防と病気治療の独特な特長をよりよく発揮させ、人民の健康をよりよく保障する。伝承・革新の促進を堅持し、新しい発展段階における中医薬の発展需要に基づき、中医薬知的財産権の司法保護体系を整備・充実させ、中医薬の伝統的知識の保護と現代の知的財産権制度の効果的な接続を推進し、中医薬の現代化・産業化を助力する。法による厳格な保護を堅持し、民法典、知的財産権部門法、中医薬法等の法律法規を正しく適用し、社会の正義と権利者の合法的権益を適切に保護し、知的財産権の懲罰的損害賠償を実施し、中医薬の創造的な転化、革新的な発展を推進する。公正で合理的な保護を堅持し、中医薬知的財産権の権利境界と保護方式を合理的に確定し、保護の範囲・強度と中医薬技術貢献程度の均衡を実現し、中医薬の伝承・革新能力の持続的な強化を促進する。

二、裁判機能を強化し、中医薬知的財産権の司法保護水準を全面的に向上させること

3. 中医薬の専利保護の強化。中医薬の発展法則に従い、中医薬の革新の特長を正確に把握し、中医薬分野の専利司法保護規則を完備する。中薬組成物、中薬抽出物、中薬剤形、中薬の製造方法、中医・中薬の設備、医薬用途等の異なるテーマの専利特長を正確に把握し、法に基づいて中医薬専利の権利付与・権利確定行政行為の司法審査を強化し、行政法執行基準と司法審判基準の統一を促進し、中医薬専利保護需要を絶えず満たす。中医薬の伝統的な理論と業界の特長を踏まえて、中医薬専利権の保護範囲を合理的に確定し、権利侵害判断基準を整備する。薬品専利紛争の早期解決メカニズムを厳格に実行し、中薬専利侵害紛争の迅速な解決を促進する。

4. 中医薬商業標識の保護の強化。中医薬馳名商標、伝統的ブランドと老舗の司法保護を強化し、法に基づいて歴史的に残存する問題を適切に処理し、中医薬ブランドの伝承・発展を促進する。法に基づいて中医薬分野における悪意ある商標登録行為を制裁し、悪意ある訴訟を断固として処罰し、権利の濫用を抑制し、信義誠実な社会環境の構築するよう努力する。中医薬商標権の侵害行為を厳しく取り締まり、権利者の合法的権益を確実に保障し、中医薬ブランドの構築を促進する。

5. 中薬の資源保護の強化。中薬の地理的表示保護に関する法律の適用規則を調査・改善し、中薬の地理的表示の侵害行為を抑制し、地理的表示の権利の適切な行使を誘導し、地理的表示保護メカニズムを通じて本場の中薬の保護を強化し、中薬の地理的表示と特色産業の発展、生態文明の構築、歴史文化の伝承及び全面的な農村振興の推進との有機的な融合を推進する。法に基づいて中薬植物新品種権等の保護を強化し、系統的で科学的かつ効率的な中薬の遺伝資源の保護と利用システムの健全化を推進する。

6. 中医薬市場の公平な競争秩序の維持。規範と発展の両立を堅持し、中医薬分野における独占行為に対する司法規制を強化し、「統一開放、秩序ある競争」の中医薬市場を維持する。法に基づいて虚偽宣伝、商業の中傷、中医薬の有名企業名の無断使用及び中薬の有名薬品名、包装、パッケージの模倣等の不正競争行為を制裁し、中医薬業界の公平な競争意識を強化し、中医薬事業の健全で秩序ある発展を促進し、消費者の合法的権益と社会公共利益を確実に保護する。

7. 中医薬の営業秘密と国家秘密の保護の強化。法に基づいて中医薬の営業秘密を保護し、中医薬の営業秘密侵害行為を効果的に抑制し、中医薬技術の伝承・革新を促進する。情報開示と営業秘密保護の関係を正確に把握し、中薬が上場登録、補足申請、薬品再登録等の原因で法に基づいて行政機関に開示した中医薬情報を法に基づいて保護する。中医薬の営業秘密保護と中医薬分野従事者の合理的な流動の関係を適切に処理し、法に基づいて営業秘密を保護すると同時に、中医薬分野従事者の正当な就職・創業の合法的権益を保護する。法に基づいて国家秘密に属すると認定された伝統的な中薬処方との組み合わせと生産技術に対して特別な保護を行い、中医薬の国家秘密を窃取・漏洩する行為を厳罰に処する。

8. 中医薬の著作権及び関連権利保護の強化。法に基づいて著作物の認定基準を把握し、中医薬の調合、秘伝の処方、診療技術の収集・考証、掘り起こし・整理によって形成された知的成果の保護と創作者の権益保護を強化する。法に基づいて中医薬古書版の整理

による成果を保護し、中医薬文化と科学普及作品の創作を奨励し、中医薬文化の伝承・発展を推進する。中医薬の遺伝資源、伝統的文化、伝統的知識、民間文芸等の知的財産権の保護を強化し、無形文化遺産の整理と利用を促進する。法に基づいて中医薬の伝統的知識等の整理を行い、研究によるデータ資源を保護し、中医薬の伝統的知識保護データベースの構築を支援し、中医薬データの開発・利用を推進する。

9. 中薬の品種保護の強化。法に基づいて中薬保護品種証明書保有者の合法的権益を保護し、中薬品種の保護制度の完備を促進し、企業の臨床価値のある中薬品種の研究開発を奨励し、中薬製品の品質を高め、中薬市場の健全で秩序ある発展を促進する。

10. 中医薬革新主体の合法的権益保護の強化。中医薬の伝承と革新の関係を正確に把握し、法に基づいて古代の経典名方等を基礎とする中薬新薬の研究開発を保護し、中医薬技術革新活動の展開を奨励する。中医薬企業が提供した物質基礎、臨床試験条件と中医薬研究開発者の知的労働が中医薬技術成果の形成に発揮させる役割を正確に認定し、職務発明と非職務発明の法律境界を正確に定義し、法に基づいて中医薬技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員が褒賞と報酬を受ける権利を支援し、絶えず中医薬の革新・発展の潜在力と活力を刺激する。

11. 中医薬の知的財産権侵害行為に対する処罰の強化。法に基づいて行為保全、訴訟妨害行為への制裁等の措置を講じ、適時に効果的に中医薬分野における権利侵害行為を抑制する。証拠保全、証拠提供令、立証責任移転、妨害証明規則を積極的に適用し、中医薬知的財産権権利者の立証負担を軽減する。懲罰的賠償の構成要件を正確に把握し、繰り返し侵害、侵害を業とする等の侵害行為の情状が深刻な場合には、法に基づいて権利者の懲罰的賠償請求を支持し、侵害賠償額を効果的に引き上げる。刑事の取り締まりに力を入れ、法に基づいて中医薬の知的財産権侵害の犯罪行為を処罰し、刑罰による抑止、予防と矯正の機能を十分に発揮させる。

三、改革・革新を深化させ、中医薬知的財産権の総合保護システムを健全化すること

12. 中医薬技術の事実解明メカニズムの完備。的確に中医薬分野の専門技術者を選任して全国の裁判所の技術調査人材データベースを充実させる。技術調査官、技術コンサルティングスペシャリスト、技術鑑定人、専門家補助者が訴訟に参加する多元的な技術事実解明メカニズムを絶えず健全化する。技術調査人材共有メカニズムを確立し、中医薬技術人材の全国規模での「オンデマンド派遣」と「人材共有」の実現を加速する。中医薬分野の専門技術者を選抜して事件の審理に参加させ、専門家陪審制度の確立を推進する。中医薬分野の技術者が出廷し、専門問題について意見を提出し、尋問を受ける手続きを改善する。

13. 中医薬知的財産権の協同保護の強化。中医薬分野の異なる知的財産権の保護方式の接続を行い、知的財産権の司法保護システムを絶えず改善するように推進する。民事、刑事、行政の「三合一」裁判メカニズムを深く推進し、中医薬知的財産権司法保護全体の効果を高める。知的財産権行政保護と司法保護の接続メカニズムを整備し、農業農村部、衛生健康委員会、市場監督管理総局、版權局、林業草原局、中医薬局、薬品監督管

理局、知識産権局等との協調協力を強化し、情報資源の共有と連携を実現し、地方が交流ルートと方式を広げることを支援し、業務遂行の連携を推進する。中医薬知的財産権紛争の多元化解決メカニズムを支援・拡大し、人民法院調停プラットフォームを拠点として訴訟調停ドッキングを強力に推進し、行政調停協議の司法確認制度を模索し、紛争の総合管理、源流管理を推進する。

14. 中医薬知的財産権の司法サービス保障能力の向上。人材育成訓練メカニズムを健全化し、中医薬知的財産権裁判人材の専門化水準を更に向上させる。新しい情勢・新しい要求を深く把握し、中医薬知的財産権司法保護問題の調査研究を積極的に実施し、裁判態勢を検討し、裁判経験を総括し、速やかに社会の関心に対応する。中医薬知的財産権の法治宣伝を強化し、事例指導システムを構築・健全化し、中医薬知的財産権保護の典型的事例を積極的に発表し、典型的事例の裁判と宣伝を通じて中医薬の知識の普及を強化し、社会全体が中医薬の発展に共に関心を持ち支援する良好な雰囲気を作り出す。

15. 中医薬知的財産権司法保護の科学技術と情報化構築の強化。中医薬知的財産権裁判の情報化水準を向上させ、ビッグデータ、ブロックチェーン等の技術を用いて専利、商標、著作権等の知的財産権プラットフォームとの協同メカニズムを構築し、知的財産権の権利、登録、譲渡等の情報に対する検索検証を支援する。情報化技術の普及・応用を強力に推進し、全プロセスの裁判業務のオンライン手続きを実現し、中医薬知的財産権の司法保護の品質・効果を高める。

16. 中医薬知的財産権司法保護の国際交流協力の強化。涉外中医薬知的財産権裁判を強化し、法に基づいて中国内外の権利者の合法的權益を平等に保護し、中医薬の国際化発展に寄与しそれを保障する。国内法治と涉外法治を統一的に推進することを堅持し、中医薬分野の国際知的財産権規則の構築に積極的に参与し、中医薬が「一帯一路」を高品質で共同構築する事業に融合することを推進し、中医薬の世界への進出を助力する。

最高人民法院

2022年12月21日

出所：最高人民法院ウェブサイト2022年12月22日付け

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-384041.html>

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。